

# 鑑定文書による古筆手鑑調製年次推定考

## ―三井文庫蔵手鑑『高察帖』を中心として―

中村健太郎

- 一 はじめに
  - 二 古筆手鑑研究の問題点
  - 三 手鑑『高察帖』に関する先行研究
  - 四 『高察帖』所収の極札について
  - 五 『高察帖』調製年次の推定
  - 六 古筆見による古筆手鑑の調製
  - 七 おわりに
- 一、はじめに

古筆手鑑という筆跡鑑賞の一形態がいつ頃発生し、また「手鑑(古筆手鑑)」なる語が今日意味する形態のものを指標するようになった年代については、いまだ考究の必要性があるものの、諸先学の論考により室町時代後期から安土桃山時代とするのが現在の通説である。<sup>※1</sup>江戸時代に入ると、古筆切の蒐集鑑賞が活発に行われ、それと連動する形で古筆手鑑も数多く作られたことは現存遺例から確認することができる。

本稿で問題とする古筆手鑑の調製年次については、調製年月を明記した付属文書や書付を有するもの、あるいは近代に調製された手鑑については特定が可能な例も存在する。しかしながら、今日伝存する古筆手鑑の多くは調製年次や調製者が不明となっている。詳細は次項(二、古筆手鑑研究の問題点)で述べるが、古

筆手鑑に所収される古筆切は手鑑自体の成立後、新たに貼り替えがなされる場合が多くある。またこの他にも、台紙(帖)の交換、装丁の変更など何らかの形で後人の手が加えられ、調製当初の原態を留めていないと推測される遺例も認められる。現在、国宝に指定される四件の古筆手鑑にしても例外ではなく、MOA美術館蔵『翰墨城』、陽明文庫蔵『大手鑑』には明らかに後世における所収切の貼り替えを指摘することができ、また京都国立博物館蔵『藻塩草』、出光美術館蔵『見ぬ世の友』も江戸時代後期に現在の形にまとめられたものと推測されている。<sup>※2</sup>

現在、三井文庫に所蔵される古筆手鑑『高察帖』は、精巧な複製が公刊されており、<sup>※3</sup>広くその存在が知られる古筆手鑑の一つである。そこで、ここでは当該手鑑に所収される鑑定文書(特に本稿では極札)に注目し、実際に各古筆切の鑑定にあたり、本帖の調製に深く関与したと考えられる古筆見について特定を試みる。また、鑑定文書に看取される内部徴証から、手鑑自体の調製年次の推定を目的とするものである。従来の古筆(古筆手鑑)研究では軽視されがちであった近世以降の古筆見による鑑定文書について、その資料性を再考する意味をも含め、古筆手鑑の調製年次推定の一方法としての可能性を探るものである。

### 二、古筆手鑑研究の問題点

古筆手鑑研究については、従来すでに指摘されているように、いくつかの問題が挙げられる。以下、各問題点について確認してみたい。

① 所収される古筆切の貼り替えが可能である⇨調製当初の内容を保持しているかどうかの確認が困難

② 台紙、表紙の装丁が改められる場合がある⇨外装からの調製年次推定が困難

③ 古筆切、極札の裏面が確認不能⇨裏面情報(切裏書、極札の発給者名など)が確認できない

④ 後世において一部の名物切のみ剥がされる場合がある⇨本来の古筆手鑑の全

体像が不明

いずれも、古筆手鑑自体を研究対象とする際に、障害となることは言を俟たないであろう。特に①に挙げた、所収される古筆切が貼り替えられるという点は、古筆手鑑の調製年次の特定に大きな問題を投げかける。一般的に、古筆手鑑の台紙には雲母が塗布されており、このことから貼り替えが容易にできるように仕立てられているとされる。

このように、古筆手鑑が有する特異な性質から、現在の状態をもつて調製当初の姿を推定することは無意味であるとして、古筆手鑑自体の研究を等閑に付す論も一部では唱えられている。では、古筆手鑑自体を研究対象とすることは不可能なのであろうか。かねてから、疑問を抱いていた問題の一つではあるが、やはり研究自体が意味をなさないとは言いつれない面もあるのではないだろうか。古筆手鑑というものが発生し、今日まで途絶えることなく享受され続けて来た文化的背景を考えることは、書道史や文化史、歴史学などにも関連する問題であろうと考える。以上の認識から、古筆手鑑自体の研究も意義があると稿者は考えるものであり、本稿も以上の問題意識によるものである。

### 三、手鑑『高案帖』に関する先行研究

『高案帖』の概要及び成立については、すでに清水実氏による精緻な解題が提示されていること<sup>※</sup>から、ここでは清水氏の学恩によりながら以下本帖の書誌について確認して行くこととしたい。

古筆手鑑本体の大きさは縦三七・五cm、横五二・〇cm、厚さ一四・〇cm。横型の折帖仕立てで、表面に八十六葉、裏面に一〇〇葉の古筆切を押す（合計一八六葉）。表紙は金襴（白織文地蔓唐草鳳凰文）、特に表面の裂中央部が大きく破損している。角金具は透かし彫り（菊枝文）。表面裏面の各冒頭と末尾に「周信筆」

信（朱印）」の落款を有する山水図が四面（絹本、水墨淡彩、瀟湘八景の画題で一面に二景ずつ配する）が貼られる。

収納する内箱（黒漆塗面取印籠蓋造）蓋表中央上寄りには、「多可万川」の金紛字形を置き、外箱（溜塗印籠蓋造）の蓋表中央には「高案帖」と墨書あり。このことから、当該古筆手鑑の名称「高案帖」は箱書に拠るものと判断される。

伝来については清水氏の考察により、明治末年から大正頃に三井家（北家）で購入されたと推測される以外不詳とのこと。見返し絵の落款から、筆者は狩野周信（幕府奥絵師、木挽町狩野家三代、一六六〇～一七二八）と推測され、極札についても筆跡や「琴山」印の欠画などから古筆了音（幕府古筆見、古筆本家六代、一六七四～一七二五）または古筆了延（幕府古筆見、古筆本家七代、一七〇三～一七七四）の極札と類似することを指摘。これらの資料から、「十八世紀の前半頃に製作されたものと考えてよさそうである」と本手鑑の調製年代について見解を示され、「幕府の古筆見の手により編纂され、見返し絵も奥絵師によって描かれた広的性格の強いもの」と位置付けられておられる。

以上、清水氏による解説は古筆手鑑全体から読み取ることのできる情報を整理、提示しておられ、また極札についても筆跡や印の欠画など示唆に富む重要な指摘がなされている。

### 四、『高案帖』所収の極札について

『高案帖』の特徴の一つとして、各古筆切の右上部に添えられた極札を挙げることができよう。具体的に言うならば、金銀による装飾（波文地に霞）が施された装飾料紙を用いて極札が認められており、通常の極札の料紙（非装飾料紙、白紙）とは明らかに異なっている。そこでここでは、古筆手鑑の調製年次の推定とも重要に関係してくる極札について確認して行くこととしたい。

当該古筆手鑑に所収される極札一八六点は全て前記の通り装飾がなされている。

しかしながら、その中でも細部に注目してみると一点のみ例外とおぼしき例が確認できる。伝定為法印筆万葉集和歌断簡（通し番号四四番）に付される極札は、絹本地に装飾を施した極札を用いている。これは、他の極札一八五点全てが紙地に装飾がなされている点から見れば違いが明白である。『三井文庫蔵〈重要文化財〉高窠帖』解説<sup>※4</sup>において伊東玉美氏が既に指摘されている通り、伝定為筆切と極札は後世における貼り替えがなされたものと推測される<sup>※5</sup>。以上のことから、伝定為筆切の極札は本考察からは除外して進めることとする。

極札の裏面には、通常鑑定年月と鑑定者の個人印が捺されている。しかしながら、『高窠帖』所収の極札は古筆切とともに台紙に貼付されており、現状では確認が不可能である。このことから、極札の表面の筆跡と「琴山」印の欠画箇所から鑑定者名の特定を試みることにする。

先ず極札の表面に捺される極印であるが、全て「琴山（黒印）」を用いている。この極印は周知の通り、古筆本家歴代当主所用の極印である。また筆跡については一八五点全てが同筆と判断され、一人の鑑定家が全ての鑑定を行い、極札を発給したことが確認できる。そこで、「琴山」印を使用できる立場にあった古筆本家の歴代当主の中から、当該極札の筆跡と一致する鑑定家を確認して行くとする。

清水氏の指摘をふまえた上で、一八世紀の前半頃に活躍していた古筆本家の各鑑定家の筆跡と比較を行ったところ、『高窠帖』所収の極札の筆跡は、古筆本家六代当主、古筆了音の筆跡であることが確認できた。【図版①】及び【図版②】の極札はいずれも『高窠帖』所収の極札である。【図版③】、【図版④】は比較の資料として古筆了音の極札を掲出する<sup>※6</sup>。この比較からも、両者が同一の筆跡であることが確認できよう。参考として古筆了音の前後に活躍していた古筆本家五代当主、古筆了珉（一六四五～一七〇二）の極札【図版⑤】と、七代当主古筆了延の極札【図版⑥】とを比較しその筆跡の違いを確認しておく。

次に、極札に捺される「琴山」印に注目したところ、印文自体は同一のもので

あるが、印文の欠画箇所には違いが認められる。

紙面に押印された印文に、欠画が生じる要因について、ここでは確認をしておきたい。印文に欠画が現れるには大きく分けて二つの理由が考えられる。ひとつは、印を捺す際の不備によるもの。具体的には印面に印泥が均一に付かなかった場合が挙げられる。印泥が偶然付着しなかった部分は当然紙面に印文が残らず、その箇所は欠画となって現れる。いまひとつは、印自体に欠損が生じた場合である。印面が何らかの衝撃で欠損してしまった場合、その箇所は以後の押印に際して、全て同一の欠画となって現れる。ここでは、印自体の欠損によって生じた欠画の確認を目的とするため、基準として同一箇所同じ形で欠画が規則的に現れることもって、判別することとした。【図版⑦】は『高窠帖』九一番所収、伝藤原佐理筆古今和歌集断簡（筋切）に付随する極札である。【図版⑧】は七二番所収、藤原基俊自筆和漢朗詠集断簡（多賀切）に付随する極札である。それぞれの極札について先に述べた印文の欠画に注目してみる。【図版⑦】の極札にみられる「琴山」印と比較した場合、【図版⑧】の「琴山」印の方は、左上外廓が大きく欠けているのが確認できよう（拡大図版↓部分）。本考察では、「琴山」印の左上外廓が欠けていないものをⅠ類、欠けているものをⅡ類と分類し、各現存情況を確認すると、Ⅰ類が一七二例、Ⅱ類が二三例となった。（後掲の「古筆手鑑『高窠帖』所収極札一覧」参照）。

このことから、『高窠帖』に所収される極札一八五点は、古筆了音によって認められたもので、それぞれ「琴山」印の欠画の違いからⅠ類とⅡ類が混在していることが確認できよう。

## 五、『高窠帖』調製年次の推定

当該手鑑の鑑定者である古筆了音は先にも触れた通り、古筆本家六代当主として古筆鑑定に携わった鑑定家である。了音に関する事績は、麻谷老愚編『祠曹雜

識」卷七二所収「古筆由緒書」や、慶応三年板行『和漢書画古筆鑑定家印譜』<sup>※</sup>によって確認することができる。以下、了音の該当部分を参考として掲出する。

「古筆由緒書」(『祠曹雜識』卷七二所収)

「一、曾祖父 古筆了音 常憲院様御代、貞享四卯年十一月朔日、部屋住ニテ初テ御目見仕。古筆之短冊貳枚宛父子共献上仕。御暇之節、時服貳宛父子共頂戴仕候。代々參上御礼之節、古筆之短冊貳枚内(一枚ハ勅筆、一枚ハ公卿短冊)献上仕。御暇之節、時服貳宛頂戴仕来候處、立御ニテ御禮被為請候。故勅筆御遠慮被思召、向後御扇子献上可仕旨、寺社奉行申渡。元禄元辰年十一月十五日、參上御礼申上候節ヨリ扇子三本人両御丸ヲ献上仕、御暇之節白銀五枚被下置。同十四巳年、父了珉家業相續仕。宝永七寅年十二月、上野仁王門前西側南角ニテ貳百坪町屋敷拜領仕。享保元申年十一月十五日、御代替御礼申上、御扇子三本人献上仕。同年十一月三日、為御祝儀時服貳頂戴仕。同十巳年六月廿二日、病死仕候。」(句読点は稿者による、本文中の「」は割書き部分)

『和漢書画古筆鑑定家印譜』(古筆了音部分)

「六代古筆了音 名最博 初称才三郎 了珉二男享保十年六月廿二日没五十二 即悟菴眞叟」

これらの資料から古筆了音は古筆本家五代了珉の次男として生まれ、幼名は才三郎、名を最博。先代の了珉が没した元禄一四年(一七〇一)二月以降、古筆本家当主として鑑定活動に従事し、江戸幕府の古筆見職も父了珉から受け継いでいる。享保一〇年(一七二五)六月二日、五二才で没したことが確認できる。

現在、稿者の管見では、了音の極札を八七例確認している。具体的には、鑑定活動を行った二四年間のうち、元禄一四年(一七〇一)四月、了音二八才時から、

享保七年(一七二二)九月、四九才時に至る期間に、了音が実際に発給した極札の遺例を確認することができた。

この了音の極札の資料から、先に問題としたⅠ類とⅡ類の「琴山」印の欠画箇所を確認を試みたところ、享保五年(一七二〇)二月の段階では、Ⅰ類の「琴山」印(左上外廓欠画なし)であったものが、同年八月の段階ではⅡ類の「琴山」印(左上外廓欠画あり)に変化していることが確認できた。つまり、この時期を境に、「琴山」印の左上外廓に確認される欠画が規則的に現れるようになっていたのである。このことから了音所用の「琴山」印が当該期間に欠損が生じたためであると推測されよう。いま一度、前掲の図版をもとに確認を行うと、当初了音は、先代の了珉からすでに一部欠損の生じていた「琴山」印を受け継ぎ、自らも極印として使用していたことが【図版三】、【図版五】から確認できる。その後、享保五年(一七二〇)了音四七才の時、二月の時点ではⅠ類の「琴山」印を使用していたものの、その六か月後の、同年八月にはⅡ類の「琴山」印に変化しており、この六ヶ月の間に「琴山」印の左上外廓に欠損が生じたと考えられる。その後、欠損が生じたままのⅡ類「琴山」印を次の代の七代古筆了延に伝えたことが【図版四】、【図版六】から確認できる。確認した了音の極札の「琴山」印は、いずれもⅠ類Ⅱ類のいずれかに分類が可能であり、欠損個所以外は全く同じ印文であることから、極印に用いていた「琴山」印は一類のみであったことも確認できた。以上、『高窠帖』所収の極札についての知見をまとめると以下の点が指摘できよう。

- ①一八五点、全ての極札の発給者が古筆本家六代当主、古筆了音であり、当該手鑑調製にあたって、了音が一括して鑑定を行っている。
- ②古筆了音のⅠ類、Ⅱ類の極札が、一帖の古筆手鑑内に混在している。
- ③古筆了音の極札のうち、鑑定年月を確認し得る遺例(極札の裏面が確認できるもの)八七点を確認したところ、「琴山」印の欠損発生時期(左上外廓)が享

保五年の二月から八月の間であることが判明した。

④以上ことから『高窠帖』所収の極札の発給は、古筆了音の「琴山」印欠損期間にまたがる時期と推測され、手鑑自体の調製もこの極札発給年次に近い時期と推測される。

⑤現時点で確認することができた「琴山」印欠損期間（享保五年二月から八月の間）という推定調製年次は、『高窠帖』の見返し絵を描いた狩野周信の活躍年代であるところの正徳三年（一七二二）から享保一三年（一七二七）の期間とも矛盾しない。

なお、『高窠帖』内において、I類の極札に比べてII類の極札が極端に少ないという事実から推測すると、「琴山」印に欠損が生じる前の段階ではほぼ『高窠帖』所収の古筆鑑定を了音は終えて、極札を認めてしまっており、そのためにII類が少ないと考えられないだろうか。

この仮説によるならば、欠損が生じてから直ぐに『高窠帖』全体の古筆鑑定を終えたとも思われ、このことから「琴山」印に欠損が生じた享保五年（一七二〇）が当該手鑑の調製年次と推定しておきたい。

## 6、古筆見による古筆手鑑の調製

古筆の鑑定や手鑑の調製を家職とした古筆家は、本家別家ともに「古筆見」という職名で江戸幕府に出仕していたことは、先に挙げた「古筆由緒書」などに詳しく記載されている。幕府が古筆見を必要としたことについては、前田香雪「筆蹟鑑定のこと」<sup>\*</sup>に記載が認められる。以下、当該部分を挙げる。

〔前略〕さて幕府は何の必要ありて筆蹟鑑定家を抱へ置かれしかといふに、公武の間東西に疎隔したれば、機密に属する公用文書の如きも、是が真偽を鑑定せし

むるの必要決して無しとは定めがたきに因り、筆蹟鑑定家を置きて万一に備へしなり（以下略）

稿者である前田香雪（一八四一〜一九一六）は、古筆別家一三代古筆了仲（一八二〇〜一八一九）の門人として自身も古筆鑑定を行った鑑定家であり、現在「香雪」印の極札も確認される。幕府最後の古筆見職を勤めた一三代了仲に直接師事した人物の証言だけに、その証言は一応信憑性があるものと考えられる。しかし、江戸時代にあつて、江戸幕府が古筆見を必要とした背景は、やはり贈答品や婚札道具として需要が多かった古筆手鑑の調製が重要な目的であつたことは想像に難くない。今日に伝存する古筆手鑑の中には、幕府の需めに応じる形で古筆見が調製した遺例が少なからず存すると考えられる。本稿で取り上げた三井文庫蔵「高窠帖」は、古筆本家六代古筆了音が一貫して鑑定を行つてのみならず、用いられている極札は特別な装飾料紙が用いられており、一般の需要に答えて調製されたとは考えにくい。見返し絵が幕府の奥絵師によつて製作されている点からも、やはり、江戸幕府の命により調整が命じられた古筆手鑑の遺例と推測されるものである。

幕府の庇護によつて、古筆見がいかにして古筆手鑑を調製していたかを推測する上でも、この『高窠帖』が有する特徴は見逃すことが出来ない。ここでは、先の考察をもとに、古筆見による古筆手鑑調製の過程について考えてみたい。

先に論証した「琴山」印のI類、II類の欠損区分から、I類よりII類の極札の方が、時間的に遅く鑑定がなされていることがわかる。ただし、後掲の「古筆手鑑『高窠帖』所収極札一覧」からも確認されるように、II類の極札は手鑑内全体に分散しており、このことから一番の大聖武以降、順番に極札を付して行つていないことが判る。このことから推測すると、II類の極札が付されている古筆切は、手鑑調製時、入手困難な伝称筆者の古筆切か、或は改めてより良い内容の古筆切と差し替えたものであつた可能性が指摘できないだろうか。そうした観点から、

Ⅱ類の極札が付された古筆切を確認してみると、次の通りとなる。<sup>\*10</sup>

- 一三：伝花園天皇筆・書状
- 一七：崇光院筆・書状断簡（目付花押あり、崇光院自筆）
- 二六：伝後土御門院筆・和歌色紙
- 二九：伝後奈良院筆・和歌色紙
- 三二：伝後水尾院筆・和歌色紙
- 三五：伝陽光院筆・懐紙断簡（陽光院真蹟に酷似、自筆か）
- 三九：伝近衛尚通筆・和歌色紙
- 四〇：伝近衛植家筆・源氏物語断簡
- 五二：伝鷹司基忠筆・和歌色紙（基忠の真蹟に酷似、自筆か）
- 七二：藤原基俊筆・和漢朗詠集断簡（名物切・多賀切、基俊自筆）
- 八七：伝小野道風筆・古今集断簡（名物切・本阿弥切）
- 一四六：伝正徹筆・和歌色紙
- 一六七：伝京極為兼筆・玉葉集断簡（名物切・長柄切）
- 一八六：松雲大師筆・李白詩（落款あり、自筆）

Ⅱ類の極札が付される二三例中、特に共通する特徴は見出せないようである。しかしながら、一応先の仮説で考えてみると、著名な名物切や書名入りのもの、あるいは自筆と認められ得るような、良い内容の古筆に変更された箇所（一三、一七、三五、五二、七二、八七、一六七、一八六番）。非自筆の和歌色紙など（二六、二九、三二、三九、四〇、一四六番）は、最終調製段階においても適当な古筆が見つからず、結果として手鑑行列の穴埋めにされた箇所の可能が考えられようか。あくまでも推論であり、便宜的すぎる解釈であるが、幕府の古筆見により調製された古筆手鑑の遺例として、今後の更なる研究の進展に期待したい。

## 七、おわりに

古筆手鑑に所収される鑑定文書（本稿では特に極札）をもとに、古筆手鑑の調製年次の推定、及び古筆見による古筆手鑑調製過程について、三井文庫蔵手鑑『高寮帖』を中心に考察を行った。

『高寮帖』に収められている極札は、当然裏面に鑑定年月や個人印が記載されているであろうと推測され、今後補修などの際に、裏面が確認された場合などは、本稿における考察の一部の推定が明確になるものと考えられる。しかしながら、ただ補修の機会を待つだけではなく、現状からいかに多くの情報が得られるかを考えた次第である。

最初にも述べたように、古筆手鑑を研究資料として考えた場合、その鑑定者や調製年次を明らかにすることは、そこに所収される古筆切自体の研究と同時になされるべき、重要な情報であると稿者は考えており、今後古筆切自体の研究は当然ながら、それとともに鑑定文書にも更に目を向けていくべきであろうと思量するものである。本考察は鑑定文書の新たな資料性について、その活用方法の模索ともいべき要素を多分に含んでおり、今後さらに考察を続けて行きたいと考えている。

### 〔註〕

※1：現在確認できる資料としては、三の丸尚蔵館蔵「桂宮本万葉集」箱蓋裏墨書（秀次による切断当時の書き付けではないものの、文中に「被押手鑑云々」とある）や文禄三年（一五九四）前田利家亭での室礼記録『文禄三年前田亭御成記』に明記されるもの、また慶長八年（一六〇三）刊『日葡辞書』に立項されているものなどが確認できる。また「手鑑」との表記の他に江戸初期には「手鏡」の語も同義として使用される場合がある。

※2：詳細は各国宝手鑑の複製に要を得た解説がなされているため、詳細は以下

の参考文献を参照されたい。

○京都国立博物館編『国宝手鑑藻塩草』淡交社、昭和四四年

○近衛通隆・田山信郎監修『近衛家伝来国宝大手鑑』淡交社、昭和四六年

○是澤恭三編『見ぬ世の友』平凡社、昭和四八年

○陽明文庫編『陽明叢書国書篇・第一五輯大手鑑・予楽院臨書手鑑』思文閣出版、昭和五三年

○小松茂美監修『国宝手鑑翰墨城』中央公論社、昭和五五年

○古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成・第四卷国宝藻塩草』角川書店、昭和六〇年

○古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成・第一二卷国宝大手鑑（下）』角川書店、平成五年

※3：久保田淳監修『三井文庫蔵〈重要文化財〉高窠帖』貴重本刊行会、平成二年八月

※4：註※3前掲同書

※5：伊東氏の解説では、手鑑の配列から当該位置に定為が配される不自然さと、極札が絹本地であることを指摘され、本来は後京極良経の伝称を持つ色紙類が押されていた可能性について推測されている。なお、三井文庫における『高窠帖』の実物調査において、伝定為筆切個所の台紙面のみ剥がされたとしき痕跡を確認することができた。伝定為筆切にはぼ隠れるほどの大きさの剥がしあとから推測するに、伊東氏の指摘通り本来は伝良経の小さき紙（名物切の豆色紙など）が押されていた可能性が高いと考える。

※6：図版は、筆跡の比較の便から同一の筆者名が記載された極札をもって確認を行った。

※7：内閣文庫所蔵史籍叢刊第九卷『祠曹雜識』三、汲古書院、昭和五六年七月

※8：村上翠亭ほか『古筆鑑定必携 古筆切と極札』（淡交社、平成一六年三月）八六～八七頁掲載印譜による。

※9：前田香雪「筆蹟鑑定のこと」上（『好古叢誌』六編下巻、好古社事務所、明治三〇年二月）

同「筆蹟鑑定のこと」下（『好古叢誌』七編上巻、好古社事務所、明治三一年五月）なお、当該稿の初出は同「筆蹟鑑定」上（『国華』第八七号、国華社、明治二九年一〇月）、同「筆蹟鑑定」中（『国華』第八七号、国華社、明治二九年一二月）、同「筆蹟鑑定」下（『国華』第八七号、国華社、明治三〇年二月）

※10：各切の認定については、『三井文庫蔵〈重要文化財〉高窠帖』「解説」による。

#### 〔付記〕

本稿は平成一六年度大東文化大学書道学会における口頭発表「古筆鑑定文書の資料性について」をもとに成稿したものである。席上、貴重なご意見を戴いた諸先生方に御礼申し上げる。また口頭発表後、三井文庫における古筆手鑑『高窠帖』の閲覧及び調査については、古谷稔先生にご指導を戴いた。また三井文庫学芸員樋口一貴氏にも便宜を蒙った。ここに記して深謝申し上げる。

【図版①】「高察帖」144番 伝一休和尚 和歌色紙 極札



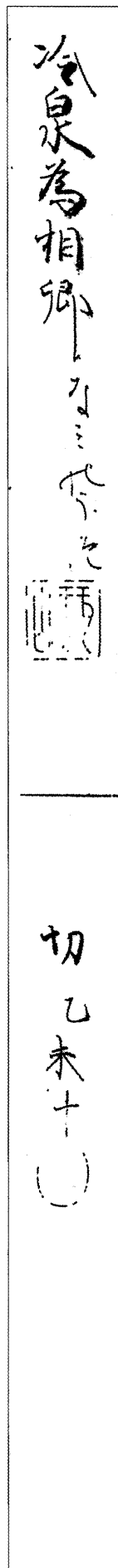
【図版②】「高察帖」173番 伝冷泉為相 伏見院宸筆判詞歌合断簡(勅判切) 極札



【図版③】古筆了音 極札 享保五年(一七二〇)八月鑑定



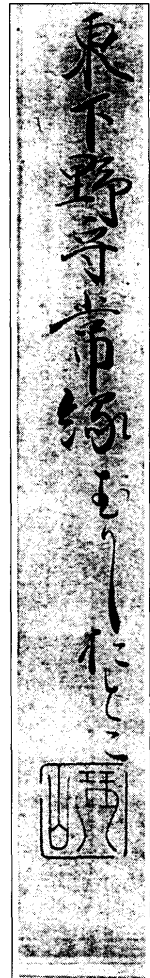
【図版④】古筆了音 極札 正徳五年(一七二五)一〇月鑑定





【図版⑤】古筆了珉 極札 元禄八年（一六九五）九月鑑定

（表面）



（裏面）

切丁末  
カヤシ

【図版⑥】古筆了延 極札 享保十二年（一七二七）八月鑑定

（表面）



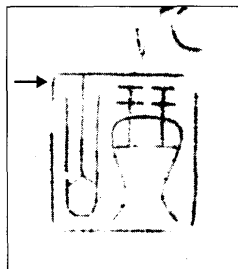
（裏面）

切丁末  
カヤシ

【図版⑦】「高察帖」91番 伝藤原佐理 古今和歌集断簡（筋切）極札



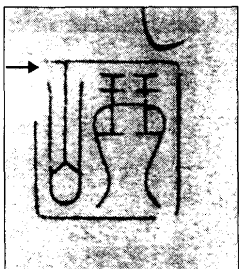
「琴山」印部分拡大（I類）



【図版⑧】「高察帖」72番 藤原基俊 和漢朗詠集断簡（多賀切）極札



「琴山」印部分拡大（II類）



古筆手鑑「高窠帖」所収極札一覽

〔凡例〕

※この一覽は、三井文庫蔵手鑑「高窠帖」所収の極札の翻刻である。

※丸印の別は「琴山」印の欠画の分類をあらわし、○ⅡⅠ類(欠画なし)・●ⅡⅡ類(欠画あり)に区分した。

※通し番号(一〇一八六)は、『三井文庫蔵〈重要文化財〉高窠帖』「解説」に掲載される古筆の順番と同じである。

※「琴山」(黒印)が捺されている部分は(印)と表示した。

※旧字体や異体字などは原資料の記載を尊重し、不審な箇所には(ママ)と注記した。

※極札の不読箇所は□で示した。

- 1 「聖武天皇 如是(印)」
- 2 「光明皇后 諸靈鷲山(印)」
- 3 「後鳥羽院 いにしへの(印)」
- 4 「後嵯峨院 押妨(印)」
- 5 「後深草院 たまはり候へ(印)」
- 6 「龜山院 いつしかと(印)」
- 7 「龜山院 せきもりの(印)」
- 8 「後宇多院 ふりぬへき(印)」
- 9 「伏見院 いかるかや(印)」
- 10 「後伏見院 うらやましく(印)」
- 11 「後二條院 五月雨は(印)」
- 12 「後二條院 見参(印)」
- 13 「花園院 靈寶事(印)」
- 14 「後醍醐天皇 思かね(印)」

- 15 「後醍醐天皇 おなしくは(印)」
- 16 「光嚴院 香火鐘(印)」
- 17 「崇光院 上むらのうち(印)」
- 18 「後光嚴院 みちのくの(印)」
- 19 「後圓融院 よそにきく(印)」
- 20 「後円融院 心から(印)」
- 21 「後小松院 御元服(印)」
- 22 「後小松院 おほろの(印)」
- 23 「稱光院 いまこむと(印)」
- 24 「後花園院 世間を(印)」
- 25 「後花園院 気色たつ(印)」
- 26 「後土御門院 君なくて(印)」
- 27 「後柏原院 みつしほの(印)」
- 28 「後奈良院 露かゝる(印)」
- 29 「後奈良院 もろ人の(印)」
- 30 「正親町院 山鐘(印)」
- 31 「後陽成院 むかし男(印)」
- 32 「後水尾院 さくらさく(印)」
- 33 「後西院 かりころも(印)」
- 34 「後崇光院 法の水(印)」
- 35 「陽光院 たくひなき(印)」
- 36 「宗尊親王 春野尔(印)」
- 37 「尊良親王 むかしを思(印)」
- 38 「近衛家基公 存候(印)」
- 39 「近衛尚通公 立そよる(印)」
- 40 「近衛植家公 はるゝと(印)」

- 41 「近衛前久公御法名龍山 さく梅の(印)」
- 42 「近衛信尹公 たちよらん(印)」
- 43 「後京極良経公 難波津(印)」
- 44 「定為法印 為氏卿息 志かの泉郎(マユ)の(印)」
- 45 「九條道家公 号光明峯寺 並是(印)」
- 46 「九條家教家公 号弘誓院 韓康(印)」
- 47 「二條良基公 返照(印)」
- 48 「二條持通公 うきをいとふ(印)」
- 49 「一條兼良公 賀悦庄(印)」
- 50 「一條教房公 賀悦庄(印)」
- 51 「一條冬良公 神さひて(印)」
- 52 「鷹司基忠公 雪ふりて(印)」
- 53 「花山院尹大納言師賢卿 ゆくゑなき(印)」
- 54 「久我通親公 おもひあまり(印)」
- 55 「久我通光公 たを(印)」
- 56 「西園寺公藤公 このもとを(印)」
- 57 「洞院公賢公 委細(印)」
- 58 「轉法輪公忠公 あられふる(印)」
- 59 「三條家實任卿 きみかうへし(印)」
- 60 「三條西實隆公 けふは(印)」
- 61 「三條西公條公 おほかたは(印)」
- 62 「三條西實世公 としふれと(印)」
- 63 「聖徳太子 能解(印)」
- 64 「天神 或狹(マコ)(印)」
- 65 「吉備公 成唯(印)」
- 66 「魚養 也又(印)」

- 67 「紀貫之 あつさゆみ(印)」
- 68 「四條大納言公任卿 わかやとの(印)」
- 69 「藤原定頼卿 なにしにか(印)」
- 70 「源俊頼朝臣 見すもあらず(印)」
- 71 「源俊頼朝臣 あたなりと(印)」
- 72 「藤原基俊 今年(印)」
- 73 「左京大夫顯輔卿 今はこしと(印)」
- 74 「藤原清輔朝臣 花みれは(印)」
- 75 「源家長朝臣 霞晴れ(印)」
- 76 「平業兼 にこしとて(印)」
- 77 「藤原光俊朝臣 またしらぬ(印)」
- 78 「家隆卿 百廿二番 左 やへむくら(印)」
- 79 「日野俊光卿 はれすこそ(印)」
- 80 「源兼行 栖頭(印)」
- 81 「万里小路宣房卿 世尊(印)」
- 82 「飛鳥井雅経卿 わひしらに(印)」
- 83 「飛鳥井雅有卿 うこきなく(印)」
- 84 「飛鳥井雅親卿 法名栄雅 わすれすよ(印)」
- 85 「四辻宮善成 みたり心ち(印)」
- 86 「甘露寺資経卿 はなを見すて、(印)」
- 87 「小野道風 秋き、りの(印)」
- 88 「小野道風 ゆふたすき(印)」
- 89 「小野道風 便逮(印)」
- 90 「参議佐理卿 難題(印)」
- 91 「参議佐理卿 あふまての(印)」
- 92 「大納言行成卿 此華(印)」

- 93 「大納言行成卿 相如(印)」
- 94 「世尊寺行能卿 納涼 青苔(印)」
- 95 「世尊寺伊経卿 やまさひし(印)」
- 96 「世尊寺行尹卿 百三十九番 いのちあれば(印)」
- 97 「世尊寺経朝卿 うくひすの(印)」
- 98 「世尊寺行忠卿 山ふかく(印)」
- 99 「世尊寺定成朝臣 自疑(印)」
- 100 「世尊寺行俊卿 判官の(印)」
- 101 「右大将頼朝卿 このほとは(印)」
- 102 「源義経 承候□(印)」
- 103 「等持院殿尊氏公 わたのはら(印)」
- 104 「鹿苑院殿義満公 御書之趣(印)」
- 105 「普光院殿義教公 伯耆國(印)」
- 106 「常徳院殿義尚公 柳葉の(印)」
- 107 「大智院殿義視公 きえにた、(印)」
- 108 「太閤秀吉公 ちきりきな(印)」
- 109 「豊臣秀頼公 ほの、と(印)」
- 110 「源三位頼政卿 山 黛色(印)」
- 111 「源三位頼政卿 なこのうみ(印)」
- 112 「蟻川新右衛門親當 月ならて(印)」
- 113 「今川了俊 誰かならはしと(印)」
- 114 「細川持之朝臣 思ふとち(印)」
- 115 「東下野守常縁 かくら花の(印)」
- 116 「三浦陸奥守平義同 法名道寸 かたみとや(印)」
- 117 「仁和寺道助親王 ひとしれす(印)」
- 118 「仁和寺法守親王 青蓮(印)」
- 119 「慈鎮和尚 わひ人の(印)」
- 120 「青蓮院尊円親王<sup>(マ)</sup> 其後(印)」
- 121 「青蓮院尊圓親王 昔みちの國(印)」
- 122 「青蓮院尊道親王 軌範(印)」
- 123 「妙法院堯仁親王 あまくたる(印)」
- 124 「聖護院覺譽親王 けふまては(印)」
- 125 「傳教大師 正断(印)」
- 126 「弘法大師 識非(印)」
- 127 「智證大師 思量(印)」
- 128 「慈覺大師 大姉(印)」
- 129 「慈惠大師 隨所(印)」
- 130 「文覺上人 申さるへく候也(印)」
- 131 「解脱上人 別抄(印)」
- 132 「明惠上人 性種(印)」
- 133 「圓光大師 名号(印)」
- 134 「親鸞上人 事中方(印)」
- 135 「日蓮上人 此日本國の(印)」
- 136 「俊寛僧都 ふみわけて(印)」
- 137 「西行法師 あめそ、く(印)」
- 138 「西行法師 およはず(印)」
- 139 「太秦顯昭 もしやとは(印)」
- 140 「寂蓮法師 俊成卿息 としことに(印)」
- 141 「覚源法師 定家卿息 きみまさて(印)」
- 142 「定為法印 二条為氏卿息 ち、のいろに(印)」
- 143 「大燈國師 於内(印)」
- 144 「一休和尚 夢かよふ(印)」

- 145 「夢窓國師 此、貴命(印)」
- 146 「徹書記 とけてねぬ(印)」
- 147 「相國寺中正藏主 金剛(印)」
- 148 「頓阿法師 くるしとよそに(印)」
- 149 「兼好法師 おほかたは(印)」
- 150 「浄弁法印 さゆる夜の(印)」
- 151 「慶運法印 くさのいほ(印)」
- 152 「和歌所法印堯孝 みつかきの(印)」
- 153 「津守国冬 こひしなん(印)」
- 154 「忠家卿 あきのよの(印)」
- 155 「俊忠卿 なかきよの(印)」
- 156 「俊成卿 かくはかり(印)」
- 157 「定家卿 あらかりし(印)」
- 158 「定家卿 恋尔毛曾(印)」
- 159 「定家卿 権律師教縁(印)」
- 160 「定家卿 西門(印)」
- 161 「為家卿 ほと、きす(印)」
- 162 「二條家為氏卿 わかきみは(印)」
- 163 「二條家為世卿 おしむとも(印)」
- 164 「二條家為定卿 ひさかたの(印)」
- 165 「二條家為道朝臣 さくらかり(印)」
- 166 「二條家為遠卿 あまつかせ(印)」
- 167 「二條家為兼卿 やまかつの(印)」
- 168 「二條家為明卿 思こと(印)」
- 169 「二條家为重卿 おほかたに(印)」
- 170 「二條家為右朝臣 猶さりの(印)」

- 171 「二條家為忠卿 郭公(印)」
- 172 「二條家為冬朝臣 風ふけと(印)」
- 173 「冷泉為相卿 九番 なつくさの(印)」
- 174 「冷泉為秀卿 もみちは、(印)」
- 175 「冷泉為尹卿 心深けに(印)」
- 176 「小大君 あらし吹(印)」
- 177 「坊門局 俊成卿女 昨日まで(印)」
- 178 「民部卿局 定家卿女 いせわたる(印)」
- 179 「阿佛 あき、りの(印)」
- 180 「自然齋宗祇 花散栄の(印)」
- 181 「牡丹花 松のいろ(印)」
- 182 「兼截法橋 としのうちに(印)」
- 183 「山崎隱士宗鑑 花下(印)」
- 184 「張即之 地至(印)」
- 185 「趙子昂 稼説(印)」
- 186 「松雲大師 白鷺(印)」